

委員長 ありがとうございます。なお、町長におかれましては、副町長以下の職員にお任せをするということでございますので、退席をいたしますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

なお、委員会開催に先立ちまして、本会議場において、御依頼のありました参考資料が提出されておりますが、担当課長より配付を、配付資料について説明をお願いしたいと思いますが、配付をさせていただいて御異議はございませんでしょうか。

井上委員 それはですね、本会議で要求をしたですね、何名かの議員がいますので、先にそちらのほうに伺ってからということで、進め方の中でですね、進めていただきたいと思います。

委員長 そのような御意見がありました。それでは、依頼をされました議員の方にこれをお伺いをいたします。いかが取り扱ったらよろしいでしょう。

井上委員 それはもうですね、決算審査になりますので、先に決算審査の進め方を諮ってからの方が適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 そうですか。それでは、お諮りをいたします。審査方法はどのように行ったらよろしいでしょうか。御意見のある委員の方は挙手を願います。

寺嶋委員 審査方法ですが、決算の歳入は一括で、それから歳出は幾つかの款ごとに区切って行ったらいかがでしょうか。あとは、総括と、資料が出てますので、それを求めるということであれば、その説明とか、それをもった質疑というのを行ったらいかがでしょうか。もし、委員長に案がございましたらお知らせいただけたらと思います。

委員長 ただいま御意見がございました。委員長としましても、ほぼほぼそのとおりでございます。

井上委員 決算書に係る部分、款、項、目、節につきましては11番議員の進め方でいいと思います。本会議です、資料請求をしましたものについては、私がですね、お願いをした資料につきましては、最初の款項、款全般にわたる部分であ

りますので、先にですね、各款項ごとの質疑に入る前にですね、担当課のほうから説明をしていただいでですね、その後に歳入から歳出という形で進めていただければというふうに思います。

田代委員 私の場合は、定住少子化支援事業、それと木質バイオ、これについては、決算の中の小分けで入っている事業ですからね、当初ではなくて、款ごとの審査に入ったときにさせていただきたいと思います。全体に絡むものであれば6番議員が言われたようにね、初めにということもあると思いますが、その内容によってね、違うと思います。私の場合は款でやらせていただきたいと思います。以上です。

委員長 分かりました。ただいま、6番議員、5番議員から御意見がございました。6番議員の申しますとおり、全体に関しての資料をお願いをしてあるということで、その資料につきましては、歳入歳出の質疑が始まる前に説明をお願いをしたい。それで、5番議員に関しましては、その部分に行きましたならば、そこで質疑をするということでした。資料につきましては、ただいまより配付をしてよろしいでしょうか。（「机上に配付されてます。」の声あり）これがそうですか。じゃあ、資料につきましては、皆さんのお手元に配付をしてあるとおりでございます。

それでは、担当課長より配付資料について説明をお願いをいたしたいと思います。町長は何かありましたら呼びますので、自席にて待機してください。

（町長 退室）

大変不慣れで申し訳ございません。何しろ3年に一遍ぐらいしか回ってこない役職でございますので。

参事兼政策推進課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。井上議員からございました議会として必要な資料ということで、今回、政策のほうからですね、2部提出させていただいてございます。A3判、横と縦ということ、この2つについて説明をさせていただきます。

初めにですね、件名が、A3の縦のほうなんですけども、令和3年度の感染症総合対策事業、いわゆる決算書ですね、各括弧幾つ、感染症総合対策事業

という各項目ごとにですね、掲載しております全ての事業に対しての財源内訳
ということで、ここに添付をさせていただきました。本当ですとですね、各
細々説明書を事業名とし、財源内訳ということをしておるんですけども、今回
は、一番左のほうからですね、款、項、目、それぞれ記載をさせていただき、
そこにこういう事業が取り組んだと。そして、決算額と右側に財源内訳、ここ
にですね、決算書の地方創生臨時交付金ですね、財源内訳の臨時交付金の一
番下に合計欄がございます。1億2,803万8,000円、これが決算額と同額の歳入
になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

またですね、その他の財源につきましては、臨時交付金以外の財源を使って
おりますので、併せてですね、款、項、目、節のそれぞれの事業担当のほうか
らですね、また説明があれば頂ければというふうに考えてございます。

そしてもう一つがですね、A3の横になります。地方創生推進交付金、実施
主体別の事業経費ということで記載をさせていただきました。こちらのほうに
つきましては、左のほうからですね、各所管課がそれぞれ記載をさせていただ
きました。そして、事業内容、事業名等をその右のほうに記載をし、当初の交
付決定ですね、額を記載をして、ここが実績額、黒色の形で記載をされてい
ます。ここが実績額ということで、交付金、歳入ですね、1,704万1,910円、
これが決算額と同額の地方創生推進交付金、歳入になります。実績額の一番下
になります。1,700というこの金額と同額になってございます。それぞれどう
いう事業を行ったかということはここに記載させておりますので、こちらのほ
うも詳細につきましては、各事業課のほうからですね、聞いていただければと
いうふうな資料となっておりますので、よろしくお願いをいたします。以上で
ございます。

委 員 長 ありがとうございます。担当課長の細部説明がありました。これより質疑
に入ります。

井 上 委 員 幾つかありますけれども、まず最初にですね、縦長の。

委 員 長 6番、お待ちください。申し遅れましたが、議事録作成のために、まず発言
の前に議席番号と名前を言ってから発言をお願いいたします。

井上委員 縦長のですよね、感染症総合対策事業の中で、臨時交付金がですね、空欄になっているものが幾つかあります。その他特定財源ということではありますが、空欄のものが、この臨時交付金の欄が空欄のものがこの対策事業の中の一覧に入っているという理由がですね、ちょっと理解できませんので、お願いをしたいと思います。

参事兼政策推進課長 この事業につきましては、臨時交付金はいくまでも国の補助金を充当した事業、それ以外にもですね、町として感染症総合対策事業として補助金が国からいろいろ出ているものがございます。これを町として掲げている総合対策事業としておりますので、この臨時交付金だけが感染症対策ということではないという判断で御理解をお願いしたいというふうに思います。

井上委員 じゃあさらに確認ですけれども、臨時交付金の欄が空欄になっているもののその他特財というのは、国庫財源ということでは理解してよろしいのでしょうか。

参事兼政策推進課長 国庫と、また県費もでございます。例えば、一番上から2つ目、企画費、IoT宅配自動販売機導入委託料がでございます。こちらのは臨時交付金を半分使いまして、残りをですね、県のほうから地域の特性に合った交付金を感染症で使っていていいという新たな交付金が出ましたので、ここを充当しているということもでございますので、国と県の補助金等を使って執行している状況でございます。以上です。

井上委員 それはですね、県支出金等の財源があるものはそちらを優先をし、かつその県の支出金に伴って、例えば2分の1の一般財源を負担しなければいけないよというものを充当しているのです、例えばその今のですよね、IoTの自販機導入とか、下のほうに幾つかありますけれども、そういったものの財源になっているということでは理解してよろしいのでしょうか。

参事兼政策推進課長 そのような形で、まずですね、その他の特財の名称というところ、一番右の欄があります、右の欄の。そこに例えば今言われた新しい生活様式の推進事業補助金、これが県のほうからですね、充当できる事業として認められたことを踏まえて、残りの部分について、もちろん感染症臨時交付金を活用してできるので、これを併せた取組としてやっている状況なので、今、井上委員のほうが

言われたとおり、まずそちらに充てて、そちらのほうの残りの部分については、臨時交付金も対象にできるという判断で確認をしたことで充当しているということで、よろしく願いいたします。

井 上 委 員 じゃあ縦長のほうはですね、了解できました。

次にですね、横長の地方創生推進交付金のほうですけども、これはちょっと財源内訳がですね、よく分からないんですけども、これはほぼ100%ということで、事業費イコール地方創生推進交付金100%充当事業という理解でよろしいんですか。

参事兼政策推進課長 ちょっと分かりづらくて大変申し訳ございません。上のほうから3つ目の枠がございます。総事業費、交付金以外も含む。総額的にはですね、3,400という全部の額で、それに対する交付金の決定は2分の1。これ、地方創生臨時推進交付金は2分の1の補助事業ということになりますので、その決定額としてここに記載させていただいて、最終的には実績として1,700となりますので、財源内訳としましては、国の補助金の2分の1は充当するというので、よろしく願いいたします。

井 上 委 員 これは、じゃあその交付金の実績額ということで、決算額というのは、じゃあここには出ていないと。決算額の合計が3,400万になるということで、これはですね、どうするのかな…個々の、じゃあもし分かればですね、決算額、これは6本だけですので、事業費経費のところ、例えば一番上が485万5,312円ですよね。その辺、ちょっと決算額を手書きしますので、決算額を教えてくださいませんか。そうしないと歳入歳出の、歳入のほうはこの実績額が決算額だと。歳出の決算額というのが、この事業に該当する部分というのは、合計の3,400万しか出てないということですよ。

参事兼政策推進課長 当初ですね、歳入のほうの、本会議のほうでですね、決算額、実績の一覧表が欲しいということだったので、政策推進課としては、その実績額ということでこの1,700万。ただ、全体の事業ということの一覧表となれば、もちろん違ってきます。そこは各担当のほうから聞いていただきたいというふうに私は考えたところなので、それを踏まえて今回はこの資料となったところでございます。

す。以上です。

井上委員 それではですね、また、今日は全員来られて、今歳入のほうが先に始まるということで、来られていないとは思いますが、分かった時点で、午後一でもね、構いませんので、そこでこの6本の事業についての歳出決算額、この6本を足すと3,400万になるよという数字をですね、また口頭で構いませんので、教えていただけますでしょうか。

参事兼政策推進課長 分かりました。そのような形で対応させていただきます。以上です。

委員 長 ほかにございませんか。

寺嶋委員 一番最後のほうにね、過不足額ということで1個だけ、上から2段目、マイナスになってるんですけども、この不足分はどういうふうに、どこから。以上です。

参事兼政策推進課長 まずですね、この事業に対しての交付決定額として、当初申請を出しております。その中でこの、そのまま交付金がですね、そのまま歳入されたということではなく、最終的な事業が終わった段階で実績報告を出しましたので、あくまでも決定額と実績額の差額ということで、最終的なものは実績額で歳入されているということで御理解願えればと考えております。以上です。

委員 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようでしたら、質疑はこれにて終了とさせていただきます。